

人吉市プレミアム付商品券

「取扱店」の手引き

人吉市プレミアム付商品券事業実行委員会
(人吉商工会議所)

人吉市南泉田町3-3

TEL 0966-22-3101

1 商品券の概要

- (1) 名称 人吉市プレミアム付商品券
(2) 発行者 人吉市プレミアム付商品券事業実行委員会
(3) 発行額 総額2億3千万円（うち、プレミアム分4千6百万円）
(4) 発行内容 総冊46,000冊
(4,000円／1冊、額面500円×10枚綴り)
(5) 販売価格 1冊4,000円で販売（プレミアム率25%）
(6) 1冊の構成 500円×10枚
(7) 使用期間 令和元年10月1日～令和2年3月31日
(8) 販売方法 郵送してある購入引換券および現金と引き換えに商品券をお渡しします。
(9) 販売期間 令和元年10月1日～令和2年2月28日
(10) 販売場所 人吉市内の指定郵便局（6ヶ所）
(人吉、七日町、新町、願成寺、林温泉、大畑)
※販売会を実施します。

販売日	販売時間	販売会場
10月1日（火）～ 2月28日（金）の平日	9：00～17：00	人吉市内の指定郵便局（6ヶ所） （人吉、七日町、新町、願成寺、林温泉、大畑）

※10月19日（土）・20日（日）に大販売会を行います。

（販売会場／人吉市役所西間別館 プレハブ会議室）

2 取扱店の登録

- (1) 受付期間 6月25日（火）～7月25日（木）
平日の9：00～17：00
(2) 受付場所 人吉商工会議所 ※説明会会場でも可
(3) 登録方法 実行委員会が定める「登録申請書」に事業所名、代表者名、振込先口座等の必要事項を記入の上、人吉商工会議所へ提出してください。
※店舗単位の登録となります。
(4) 取扱店の認定
申し込みのあった店舗については、登録資格を審査のうえ、取扱店として登録するとともに郵便葉書にて登録通知をお知らせします。

但し、申し込みの内容に虚偽・不審等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

- (5) 登録費 不要
- (6) その他 店頭に掲示していただく取扱店表示のポスターと登録証、換金請求書は、登録通知の葉書と引き換えに事務局の人吉商工会議所でお受け取りください。

3 取扱店の登録資格

- (1) 人吉市内に店舗、事業所を有する事業所

※但し、次のいずれかに該当する業務を行う事業所は対象外とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項第5号から第8号に規定する営業を行うもの
- ②業務の内容が公序良俗に反するもの
- ③下記5「商品券で取り扱いができないもの」に記載の取引、商品券のみを取り扱う店舗等
- ④その他、人吉市プレミアム付商品券実行委員会が対象外と認めるもの

4 商品券の使用範囲等

- (1) 商品券は、商品券取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。
- (2) 商品券額面以下の使用の場合であっても、おつりは出さない。
- (3) 転売や譲渡、並びに再使用はできない。

5 商品券で取り扱いができないもの

- (1) 宿泊代の支払い
- (2) 商品券、図書券、ビール券、切手、郵便葉書、プリペイドカード等換金性のあるもの
- (3) 株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- (4) 仕入れ等の事業資金（事業間取引）
- (5) 出資や債務の支払い（公共料金や税金、振込代金、払込手数料）
- (6) たばこ（たばこ事業法により小売定価以外による販売が禁止されているため）
- (7) 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い

6 商品券の換金手続

- (1) 受付期間 10月7日（月）から4月10日（金）まで *期限厳守
（平日） 午前 9：00～12：00

午後 13:00～16:00

(2) 受付場所：人吉商工会議所 1階事務所

(3) 請求方法：実行委員会が定める「請求書」に必要事項を記入し、商品券を添えて提出してください。

※使用済みの商品券は必ず裏面に取扱店名を記入してください。(ゴム印可)

(4) 支払い方法：口座振込

(5) 換金手数料：無料

7 請求書受付期間と振込日一覧

期	請求書受付期間	振込日
1	10月 7日 (月) ~ 10月 18日 (金)	10月 25日 (金)
2	10月 21日 (月) ~ 11月 1日 (金)	11月 8日 (金)
3	11月 5日 (火) ~ 11月 15日 (金)	11月 22日 (金)
4	11月 18日 (月) ~ 11月 29日 (金)	12月 6日 (金)
5	12月 2日 (月) ~ 12月 13日 (金)	12月 20日 (金)
6	12月 16日 (木) ~ 12月 27日 (金)	1月 10日 (金)
7	1月 6日 (月) ~ 1月 17日 (金)	1月 24日 (金)
8	1月 20日 (月) ~ 1月 31日 (金)	2月 7日 (金)
9	2月 3日 (月) ~ 2月 14日 (金)	2月 21日 (金)
10	2月 17日 (月) ~ 2月 28日 (金)	3月 6日 (金)
11	3月 2日 (月) ~ 3月 13日 (金)	3月 19日 (木)
12	3月 16日 (月) ~ 3月 27日 (金)	4月 3日 (金)
13	3月 30日 (月) ~ 4月 10日 (金)	4月 17日 (金)

※1期～10期に関しては、1万円以上での受付とさせていただきます。

※入金に関する通知は行いませんので、通帳等での確認をお願いします。

8 取扱店の責務

(取扱店に関すること)

(1) 商品券取扱店とわかるように「取扱店ポスター」を店頭に掲示してください。

(商品券の取扱いに関すること)

(1) お客様が使用された「商品券」は、受取後、速やかに裏面に取扱店名を記載（ゴム印可）してください。

※お客様が使用された「商品券」は再使用しないでください。

(2) 商品券額面以下の使用の場合であっても、おつりは出さないでください。

(3) 特定取引において商品券の受取を拒んではいけません。

(4) 商品券の有効期間は、令和元年10月1日～令和2年3月31日までです。

※有効期間の切れた商品券は取り扱わないでください。

(5) 商品券の交換、譲渡並びに売買を行ってはいけません。

(6) 換金性があり、市外へ流通するものへの使用は認めておりません。

※詳しくは「5商品券で取扱いできないもの」をご覧ください。

(その他注意事項)

(1) 商品券を購入しての直接換金はできません。

(2) 商品券の面積が3分の2未満の場合は換金できません。

(3) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責任を負いません。

偽造された「商品券」は受け取りを拒み直ちに事務局（人吉商工会議所）へ連絡してください。※偽造防止のため「商品券」には複写時に再現、複製が不可となる印刷処理を施してあります。